

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県新座市畑中三丁目1番5号

氏 名 株式会社 クマクラ
代表取締役 熊倉 徹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

船橋市長 藤代 孝



許可の年月日 平成19年 5 月 1 日

許可の有効期限 平成24年 4 月 30 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除くもの及び石綿含有産業廃棄物を含む）、イ 紙くず、ウ 木くず、エ 繊維くず、オ ゴムくず、カ 金属くず（自動車等破砕物を除くものに限る）、キ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除くもの及び石綿含有産業廃棄物を含む）、ク がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成4年5月1日	更新許可（千葉県知事）
平成14年7月9日	更新許可（千葉県知事）
平成18年11月29日	変更届（車両の変更, 役員の変更）
平成19年2月28日	変更届（車両の変更）
平成19年5月1日	更新許可

4. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下余白